

保存版 鶴田町ごみの分け方出し方（平成31年度）

ごみは収集日の朝8時までに出してください。町指定の袋には必ず町内名と氏名を記入してください。

	分別の種類	出せるもの（例）	出し方（注意事項）
指定袋（緑色）	資源ごみ	プラスチック レジ袋、ポリ袋、ラップ、プラスチック製容器、ボトル類、チューブ類、発泡スチロール、プラスチック製品（プランタ、バケツ、ポリタンク、おもちゃ）、風呂マット、ブルーシート 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆中身は使い切り、汚れている場合は軽く水洗いするか拭き取るなどして出してください。 ◆洗ったり汚れを落とすことが難しいもので、食品包装容器（材質がやわらかいプラスチック類）は「燃えるごみ」へ、それ以外のプラスチック製品で汚れを落とすことが難しいものは「燃えないごみ」へ。 ◆プラスチック製品で金属が付属しているものは取り外し、取り外しできないものは「燃えないごみ」へ出してください。
		小型家電 携帯電話、ビデオカメラ、CD・MDプレーヤー、ゲーム機、電話機、ステレオ、リモコン、ストーブ、ACアダプタ等 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆収集作業員が持ち運べるように一袋当たり20kg程度までとして出してください。 ◆石油ストーブ等は灯油を抜いて出してください。 ◆使用済の電池は取り外してから出してください。 ◆袋に入らない電化製品については、「粗大ごみ」として出してください。 ◆デスクトップパソコンは、各メーカーの相談窓口にお問い合わせください。
		カン 飲料用、食品用、酒類用、スプレー缶等 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆軽くすすぎ、飲料用のキャップや食品用缶詰等のふたはそのまま付けて出せます。 ◆スプレー缶・カセットボンベは必ず穴を開けてください。
		ビン 飲料用、食品用、酒類用等 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆軽くすすぎ、キャップのプラスチック製は「プラスチック類」へ、金属製は「燃えないごみ」へ出してください。
		ペットボトル 飲料用、酒類用、しょうゆ・みりん等 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆軽くすすぎ、キャップは「プラスチック類」へ出してください。ラベルはPET表示を確認するため、はがさなくて結構です。
		ダンボール ◆ダンボールについている金物・ガムテープを取り除き、平たくたたんで出してください。 新聞紙・チラシ ◆新聞回収用の袋の使用も認めます。 雑誌・雑がみ ◆ティッシュの箱、トイレトーパーの芯ラップの箱・芯、食品の箱等も出せます。ビニール、金属は取り除いてください。 紙パック ◆中がアルミ箔の紙パックは「燃えるごみ」へ出してください。	◆古紙は品目ごとに分けて、ひもで十字に縛って出してください。（ダンボール、新聞紙・チラシ、雑誌・雑がみ、紙パックごとに分ける） ◆出した人が分かるように町内名・氏名を明記するか名札を付けるなどして出してください。 ◆古紙は雨に多少濡れてもリサイクルできます。雨天でも収集しますが、雨ざらしの集積所については雨の状況により次回の排出も検討してください。 ◆各地区の集団回収を優先してください。 ◆古紙リサイクルセンター（有）西北五クリーン社鶴田営業所内）も営業時間内であればいつでも持ち込みできますのでご利用ください。
指定袋（黄色）	燃えるごみ 生ごみ、紙おむつ、木製品、布製品（スニーカー、ぬいぐるみ等）、革製品（靴、バック等）、乾燥剤等 	◆町指定の黄色の袋に入れて出してください。 ◆生ごみは、よく水を切ってください。 ◆市販のペット用砂（布・木製等）は「燃えるごみ」へ出してください。 ◆着られる衣類は、集団回収又は（有）西北五クリーン社に設置してある衣類回収ボックスをご利用ください。	
指定袋（白色）	燃えないごみ 金属類、ガラス類（蛍光灯等）、せとの類、ゴム類（長ぐつ等）、乾電池（アルカリ、マンガンのみ）、カセットテープ、保冷剤等 	◆町指定の白色の袋に入れて出してください。 ◆割れたガラスや刃物など触ると危険なものは、紙などで包み「ガラス」など分かるように表記して出してください。	
町で収集しないごみ	粗大ごみ ◆ごみ袋で出せない粗大ごみは、下記の委託処理業者へ直接持ち込み依頼してください。（有）西北五クリーン社 22-2011 集団回収 ◆町内会・子ども会等の団体が行っている集団回収には、町から助成金を交付していますので、進んで協力しましょう。 ◆集団回収業者 つくし商会 22-4430	家電リサイクル対象品目（家電4品目） ◆対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機） ◆販売店等に引き取ってもらってください。なお、引き取りの際は、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。 衣類回収 ◆まだ使える衣類を回収して、再利用する取組が始まっています。集団回収を利用するか下記の回収場所をご利用ください。（有）西北五クリーン社 22-2011	事業活動に伴って出るごみ ◆店舗、事業所等から出るごみは、町では収集していません。自ら適正に処理するか、収集運搬許可業者へ依頼してください。 家庭から一時大量に出るごみ ◆引っ越しなどで大量に出るごみは、町では収集していません。自ら処理施設に搬入するか、収集運搬許可業者へ依頼してください。 収集運搬許可業者 （有）西北五クリーン社 22-2011 （有）カレン・山田 35-4832 （有）環境美化 36-9061 （有）小松商事 29-4132 （有）ヤマト 29-3688